

◆介護保険制度を利用した住宅改修にはご注意ください！

担当している高齢者宅に数回事業者が訪問して、介護保険制度を利用した住宅改修の勧誘を受けていたようで、本人もその気になっている様子であり、勧誘事業者の名前も言っていたので、知り合いの工務店かと思いきや安心していた。

後日、息子さんから「母の家に行くと浴槽に使えない給湯器が取り付けられていた。話を聞くと事業者から介護保険で給湯器を取り付けるためには、古い給湯器を取り付ける必要があると言われた」と連絡があった。



介護サービスを利用する場合は、お住まいの区の介護保険の窓口へ相談しましょう！

この条件では介護保険の給付が受けられないことを説明すると「給湯器はいらないので、取り付けの時に支払った1万5千円を返してほしい」と相談を受けているがどうしたらよいか。

(相談者：ケアマネージャー、契約者：80歳代女性)

契約書面をもらっていないため、クーリング・オフの通知を出すよう助言し、書面を受け取った事業者から連絡があり「契約は成立していないのに何で通知を出したのか」「親切心でただただ」「1万5千円は職人が1日動いているので、工賃として了解を得てもらったものだ」と主張していましたが、交渉の結果、給湯器の引き取りと全額返金に応じて無事に解決することが出来ました。

今回のケースではクーリング・オフができ返金されましたが、契約する際には本当に必要なものかよく考え、迷ったときは家族に相談するなどしましょう。

訪問してきた事業者のセールストークを鵜呑みにせず、介護保険制度の利用を考える時には介護保険制度の対象になるかを、担当されるケアマネージャーや、[お住まいの区の保健福祉センター](#)の介護保険の窓口で相談してください。[介護保険住宅改修・高齢者住宅改修費給付事業](#)を利用する際は、必ず事前に申請する必要があるため、注意しましょう。

◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)



(相談窓口)

●消費生活相談専用電話：6614-0999

受付時間：10時～17時(年末年始を除く、毎日)

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

